羽田空港跡地第1ゾーン都市計画公園整備・維持管理・運営事業 特定公園施設譲渡等仮契約書 (案)

大田区(以下「区」という。)と●●●●(以下「認定計画提出者」という。)とは、以下の条項により特定公園施設譲渡等仮契約(以下「この契約」という。)を締結する。

なお、この契約は、区の議会の議決があった場合に、その議決を得た時から本契約として効力を生じるものとする。ただし、区の議会で否決された場合にはこの契約は締結しなかったものとし、かつ、この場合において認定計画提出者にこのことにより損害を生じた場合においても、区は一切の賠償の責を負わない。

(総則)

- 第1条 区及び認定計画提出者は、この契約の履行に際し、令和●●年●● 月●●日に区、認定計画提出者、●●●及び●●●が締結した羽田空 港跡地第1ゾーン都市計画公園整備・維持管理・運営事業実施協定(以下 「実施協定」という。)を遵守するものとする。
- 2 この契約に別段の定めがある場合を除き、この契約において用いる用語 の定義は、実施協定に定められたとおりとする。
- 3 認定計画提出者は、区に対し、実施協定の規定に従って、特定公園施設 の所有権を移転し、特定公園施設を引き渡すものとする。

(譲渡物件の建設及び引渡し)

- 第2条 認定計画提出者は、実施協定第27条に基づき、認定計画提出者の責任及び費用負担において特定公園施設の建設を行う。
- 2 認定計画提出者は、令和●年●月●日(以下「引渡日」という。)まで に、前項の特定公園施設の整備を完了し、区に引き渡すものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、区及び認定計画提出者は、協議により、引渡 日を変更することができるものとする。

(登記の嘱託)

第3条 区が特定公園施設の所有権取得に関する不動産登記にあたって、認 定計画提出者に協力を要請した場合は、認定計画提出者は必要な書類作成 等その他の協力を行うこと。

(譲渡の対価)

第4条 特定公園施設の譲渡の対価は、●●●●円(うち消費税及び地方消費税額 金●●●●円)とする。なお、同対価は、実施協定第22条第3項ないし第8項の規定に基づき変更されることがある。